

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第1弾）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。東京都は5月6日までとして緊急事態措置を行っておりますが、市民生活への深刻な影響とその長期化が懸念されます。

市では、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針」に基づき、市議会の皆様のご理解を得ながら適切な予算措置を講じて、「いのちを守る」、「暮らしを守る」、「地域を守る」取組を進め、そのために「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてまいります。

1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた情報提供を行います。

- (1) 発熱外来・PCR検査センターの整備
- (2) 医療機関や福祉施設におけるマスク等の調達支援
- (3) 集団健診の個別健診化
- (4) 施設の休館継続とイベントの延期・中止
- (5) 市内公園における感染防止
- (6) 各種手続きの郵送対応、各種相談の電話対応の推進
- (7) 東京都知事選挙における感染症予防対策
- (8) わかりやすくスピーディな情報提供

2 暮らしを守る

感染症拡大の影響が市民の暮らしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取組を迅速に進めます。

- (1) 特別定額給付金（仮称）の迅速な支給
- (2) 子育て世帯臨時特別給付金の迅速な支給
- (3) 保育施設及び学童保育所での保育の確保
- (4) 市立小中学校における学習課題の送付やインターネット等を活用した家庭学習の支援
- (5) 児童・生徒の心のケアの充実

- (6) 生活困窮者への住宅確保給付金の要件緩和
- (7) DV、児童及び高齢者等への虐待防止のための相談窓口の充実
- (8) 市税、国民健康保険税や下水道使用料等の支払い猶予及び減免
- (9) 国民健康保険における傷病手当金の支給

3 地域を守る

地域を支える市内事業者や市と協働事業を行う事業者に対して、経営継続に向けた支援を行います。

- (1) 融資相談専用窓口の開設
- (2) 市内事業者の資金繰りの支援
- (3) 地域のニーズを踏まえた飲食店への支援
- (4) 障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者へ支援

4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国や東京都の支援策を活用します。

- (1) 業務継続体制の確保
- (2) 市職員及び窓口等における感染防止
- (3) 国や東京都の支援策の活用